

平成28年6月

各位

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室長

個人番号の提供及び本人確認書類の提示について（個人事業主の方）

マイナンバー制度に係る法令の規定により、契約金の支払調書作成事務に利用するため個人事業主の方は個人番号を届け出てもらう必要があります。

なお、御提示いただいた確認書類については事務手続のため、写しを取らせていただきますので、予め御了承願います。

また、お知らせいただきました個人番号等につきましては、県の規程に従い、適切に管理いたします。

記

1. 個人番号の利用目的

契約金の支払調書作成事務

2. 提出時期

契約締結時

3. 本人確認に必要な書類

番号確認書類	身元確認書類
下記のいずれか1つの番号確認書類 ○個人番号カード ○通知カード ○個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	下記のいずれか1つの身元確認書類 ○個人番号カード ○運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 ○その他個人番号利用事務実施者が認める方法（学生証、社員証などの写真付身分証明書等）
	上記の身元確認書類を有していない場合は、下記のいずれか2つの身元確認書類 ○健康保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 ○国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書 ○印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記録事項証明書、母子健康手帳 ○源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書

※上記の確認書類がない場合は、御相談ください。